

## 岩倉市市民参加条例検討委員会条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第10条及び第12条の規定に基づき市民参加及び協働並びに住民投票に係る条例（以下「市民参加条例」という。）を制定するための検討を行う岩倉市市民参加条例検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

## (所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民参加条例に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (2) 市民参加条例の素案の策定に関すること。

## (組織)

第4条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 市民の代表者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第5条 委員の任期は、第3条の事項が終了するまでとする。

## (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。